

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年3月10日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成22年1月13日 諮問第1号)

[中出力型 950MHz 帯パッシブタグシステムの導入及び
950MHz帯電子タグシステムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(井出課長補佐、和田係長)

電話：03-5253-5896

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について (中出力型 950MHz 帯パッシブタグシステムの導入等について)

1 諮問の背景

電子タグシステムは、生産・物流分野、食品・医薬品等の安全・安心管理、高齢者支援など幅広い分野への利活用が進んでおり、ユビキタスネット社会の実現に向けて非常に重要な役割を担うことが期待されている。

950MHz 帯パッシブタグシステムについては、工場等での利用を想定した比較的長距離の通信が可能な高出力型及び小売店舗の倉庫等での利用を想定した持ち運び可能な低出力型に関しては制度整備を行い、広く利用されている。

一方で、近年、建築現場での資材管理、屋外におけるトラックの荷物の積み下ろし等の場面において、低出力型の 950MHz 帯パッシブタグシステムよりも通信距離が長く、持ち運び可能な 950MHz 帯パッシブタグシステムのニーズが高まっている（別紙 1 参照）。

このような背景を踏まえ、平成 21 年 6 月 23 日より、情報通信審議会において、「中出力型 950MHz 帯パッシブタグシステムの技術的条件」及び意見陳述の結果要望があった 956MHz から 958MHz までの周波数の拡張等を含む既存の「950MHz 帯電子タグシステムの高度化に関する技術的条件」についての審議が行われ、平成 21 年 12 月 18 日に一部答申されたところである。

今般、情報通信審議会一部答申を踏まえ、中出力型 950MHz 帯パッシブタグシステムの導入及び既存の 950MHz 帯電子タグシステムの高度化に関する技術基準等を定めるため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである（別紙 2 参照）。

2 改正省令の概要

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

- ① 950MHz 帯特定小電力無線局の周波数範囲を拡大する（第 6 条）。
- ② 登録の対象とする無線局について、設備規則第 54 条第 5 号に規定する簡易無線局を追加する（第 16 条）。
- ③ 登録局の無線設備の規格について、設備規則第 54 条第 5 号に規定する技術基準を追加する（第 17 条）。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ① 950MHz 帯簡易無線局の空中線電力の許容偏差を定める（第 14 条）。
- ② 950MHz 帯簡易無線局等の副次的に発する電波等の限度を定める（第 24 条）。
- ③ 950MHz 帯構内無線局の周波数範囲を拡大する（第 49 条の 9）。
- ④ 950MHz 帯特定小電力無線局の周波数範囲を拡大する（第 49 条の 14）。
- ⑤ 950MHz 帯簡易無線局の空中線利得の上限等を定める（第 54 条）。
- ⑥ 950MHz 帯簡易無線局の占有周波数帯幅の許容値を定める（別表第 2 号）。
- ⑦ 950MHz 帯簡易無線局の不要発射の許容値を定める（別表第 3 号）。
- ⑧ その他規定の整備を行うこと。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ① 950MHz 帯簡易無線局の無線設備を特定無線設備とする（第 2 条）。
- ② その他規定の整備を行うこと。

3 施行期日

平成 22 年 4 月 公布・施行（予定）

中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの技術的条件等の審議の背景等

電子タグシステム利用の状況

○リーダ/ライタからの電波を受けて動作するパッシブタグと自ら電源を有し電波を発射するアクティブタグ（※）がある。

周波数帯	135kHz	13.56MHz	433MHz※	950MHz※	2.45GHz
最大通信距離	～30cm	～60cm	～数100m	～10m、～数100m※	～1m
制度化	昭和25年	平成10年	平成18年	平成17年	昭和61年
価格	△	◎	○	○	○
主な用途	スキーゲート、食堂清算等 	交通系、行政カードシステム等 	国際物流関係 	物流管理、物品管理等 	物流管理、物品管理等 

950MHz帯電子タグシステムに対する新たなニーズの高まり

■ 高出力型

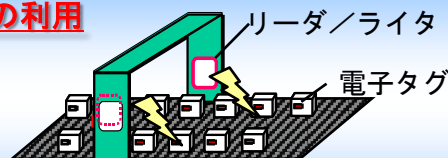
工場等の構内の利用

構内無線局（個別免許）

空中線電力：1W以下

最大読取距離：～10m程度

固定的利用を想定、一括読み取り可能



■ 低出力型

読み取り距離が短い

リーダ/ライタ

特定小電力無線局

空中線電力：10mW以下

最大読取距離：10cm程度

ハンディ型を想定、一括読み取り不可



中出力型（ハンディ型で最大読取距離2m程度）のニーズの顕在化

情報通信審議会情報通信技術分科会小電力無線システム委員会において、技術的条件を審議（2009年7月～）

意見陳述で要望のあった電子タグシステムの周波数拡張及びアクティブタグシステムの高度化についても検討を行った。

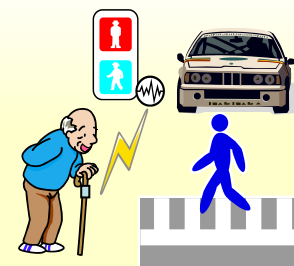
中出力型パッシブタグの想定されるアプリケーション

- ・ 運輸（積込み）作業
- ・ アパレル店舗、書店等の入庫管理
- ・ 集配・回収業務
- ・ 搬送物等置き場の作業
- ・ 設備・機器等の点検作業
- ・ 自律的移動支援 等

集配、
回収業務



高齢者を検知して、スムーズに横断できるように信号を制御



950MHz帯電子タグシステムの技術的条件と主な規定

別紙 2

	パッシブタグシステム			アクティブタグシステム	
	高出力型	(1) 中出力型 (新設)	低出力型	10mW型	1mW型
制度化	平成17年4月	-----	平成18年1月	平成20年5月	
主な規定	設備規則49条の9 第 1 号	設備規則 <u>54条第 5 号</u>	設備規則49条の14 第 6 号	設備規則49条の14 第 7 号	設備規則49条の14 第 8 号
局種	構内無線局	簡易無線局	特定小電力無線局		
空中線電力	1W以下	250mW以下	10mW以下	10mW以下	1mW以下
空中線利得	6dBi 以下	3dBi 以下	3dBi 以下	3dBi 以下	3dBi 以下
(2) 周波数帯 (拡張)	952～ <u>956.4MHz</u> <u>設備49-9第1号</u>	952～956.4MHz	952～ <u>957.6MHz</u> <u>設備49-14第6号</u>	954～ <u>957.6MHz</u> <u>設備49-14第7号</u>	950.8～ <u>957.6MHz</u> <u>設備49-14第8号</u>
(2) チャンネル数 等 (拡張)	952.2～ <u>956.2MHz</u> の 200kHz間隔 <u>設備49-9第1号ハ</u>	952.2～956.2MHzの 200kHz間隔	952.2～ <u>957.4MHz</u> の200kHz間隔 <u>設備49-14第6号ハ</u>	954.2～ <u>957.4MHz</u> の 200kHz間隔 <u>設備49-14第7号ハ</u>	951～ <u>957.4MHz</u> の 200kHz間隔 <u>設備49-14第8号ハ</u>
無線チャンネル	1又は2以上	1又は2以上	(3) <u>1～5 (高速化)</u> <u>設備49-14第6号ハ</u>	(3) <u>1～5 (高速化)</u> <u>設備49-14第7号ハ</u>	(3) <u>1～5 (高速化)</u> <u>設備49-14第8号ハ</u>
キャリアセンス 時間	5ms	5ms	①10ms <u>②128μs (4)</u> <u>(954～957.4MHzのみ)</u> 告示	①10ms <u>②128μs (4)</u> 告示	①10ms ②128μs ③なし
最大送信時間	4秒	4秒	①1秒 <u>②100ms</u> <u>(総和360s以下/h)</u> 告示	①1秒 <u>②100ms</u> <u>(総和360s以下/h)</u> 告示	①1秒 ②100ms (総和360s以下/h) ③100ms (総和3.6s以下/h)
送信時間後の停 止時間	50ms以上	50ms以上	①100ms以上 <u>②100ms以上</u> 告示	①100ms以上 <u>②100ms以上</u> 告示	①100ms以上 ②100ms以上 ③100ms以上

(1)～(4) : 主要な技術的条件の変更点

青字 : 規定の改正部分 (点線)

950MHz電子タグシステムの周波数配置のイメージ

(参考1)

課題：運用上のチャネル不足の発生とその対応

- ・高出力パッシブタグにおいては、キャリアセンスなしチャネルが2チャネルしか利用できず、大規模な流通センタなどでのミラーサブキャリア方式の設置・運用に問題があった。⇒4チャネル使用可能へ
- ・スマートメータ等の利用が期待できる10mWアクティブタグシステムについて、4チャネルしか利用できない。⇒17チャネル使用可能へ

改正前

ch	中心周波数 (MHz)	アクティブ		パッシブ	
		特定小電力無線局 1mW	特定小電力無線局 10mW	構内無線局 1W	特定小電力無線局 10mW
1	951.0				
2	951.2				
3	951.4				
4	951.6				
5	951.8				
6	952.0				
7	952.2				
8	952.4			免許局	
9	952.6				
10	952.8				
11	953.0				
12	953.2				
13	953.4				
14	953.6			免許局	
15	953.8				
16	954.0				
17	954.2				
18	954.4				
19	954.6				
20	954.8				
21	955.0				
22	955.2				
23	955.4				
24	955.6				
25	955.8				
26	956.0				

改正後（新たな周波数配置）

ch	中心周波数 (MHz)	アクティブ		パッシブ		
		特定小電力無線局 1mW	特定小電力無線局 10mW	構内無線局 1W	中出力 (0.5W)	特定小電力無線局 10mW
1	951.0					
2	951.2					
3	951.4					
4	951.6					
5	951.8					
6	952.0					
7	952.2					
8	952.4			免許局		
9	952.6					
10	952.8					
11	953.0					
12	953.2					
13	953.4					
14	953.6			免許局		
15	953.8					
16	954.0					
17	954.2					
18	954.4					
19	954.6					
20	954.8			免許局		
21	955.0					
22	955.2					
23	955.4					
24	955.6					
25	955.8			免許局		
26	956.0					
27	956.2					
28	956.4					
29	956.6					
30	956.8					
31	957.0					
32	957.2					
33	957.4					
34	957.6					
35	957.8					
36	958.0					

各システム
の割当チャ
ネルを拡張

956~958MHz

拡張するチャネル

新システム導入に伴うリーダ／ライタの普及予測（参考2）

リーダ／ライタの普及状況(出荷台数ベース)

(社)自動認識システム協会HPより抜粋

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年(予測)
1MHz以下	208,805	409,785	180,248	107,893	108,660
13.56MHz	555,121	909,801	1,025,614	567,885	589,261
430～960MHz	149	1,316	2,812	3,628	6,798
2.4GHz	3,345	10,231	20,829	4,758	5,747
合計	767,420	1,331,133	1,229,503	684,164	710,466

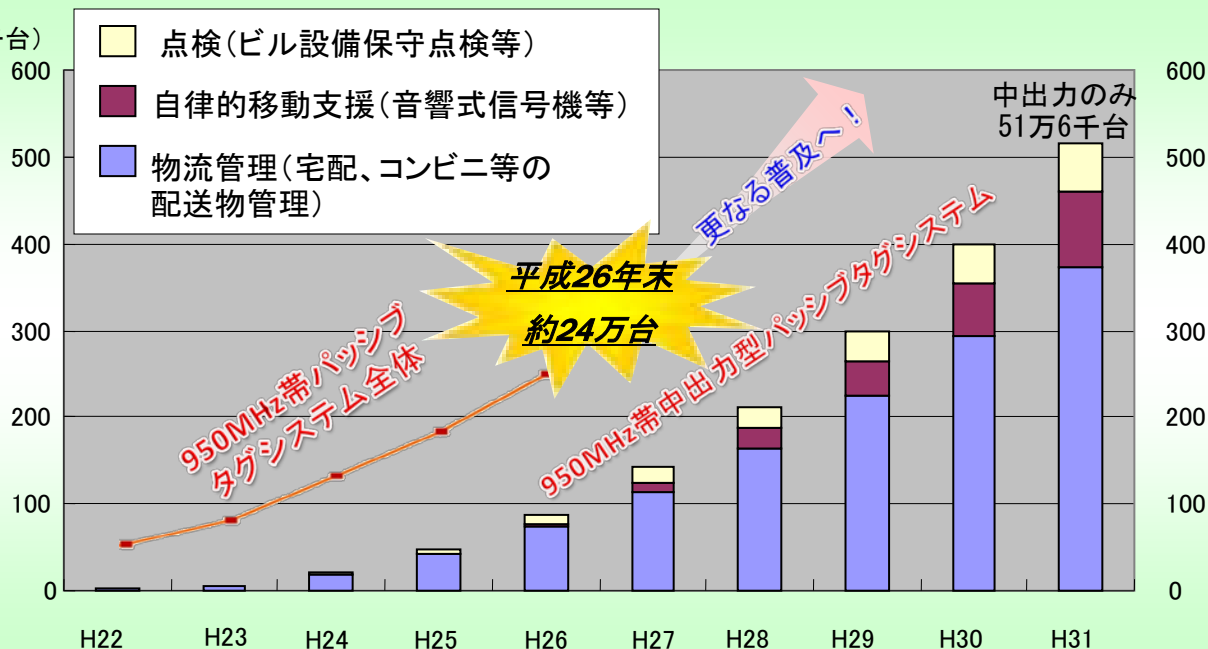
今後のUHF帯リーダ／ライタの普及予測

中出力パッシブタグ普及予測 (千台)

- 平成22年より運輸業務、点検業務等での利用が開始
- 平成23年より普及が加速
- 平成31年(10年後)には51万6千台と想定。

パッシブタグ全体の普及予測

- 平成22年後半より、中出力型の普及に伴い市場全体活性化
- 平成26年には24万台と想定



平成22年3月10日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成22年1月13日 諮問第2号)

[中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの導入及び
950MHz帯電子タグシステムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(白石周波数調整官、工藤第二計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの導入及び950MHz帯電子タグシステムの高度化に向けた周波数割当計画の一部変更

950MHz帯電子タグシステムは、これまで、持ち運び可能な低出力型の小電力業務用無線局（パッシブ型及びアクティブ型）及び工場や倉庫等で使用される高出力型の構内無線局（パッシブ型）により、食品・医薬品等の安全管理、高齢者支援、交通安全支援などの様々な分野で普及が進んでいる。

近年、950MHz帯電子タグシステムについて、より高速・大容量のデータを行いたいというニーズや、建築現場での資材管理、トラックの荷物の積み下ろし等の場面において、従来の低出力型950MHz帯パッシブタグシステムよりも通信距離が長く、持ち運び可能な中出力型950MHz帯パッシブタグシステムへのニーズが高まっている。

このような背景を踏まえ、平成21年6月から情報通信審議会において、「中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの技術的条件」及び「950MHz帯電子タグシステムの高度化」について検討が開始され、同年12月に答申を受けたところである。

以上のことから、「中出力型950MHz帯パッシブタグシステムの導入」及び「950MHz帯電子タグシステムの高度化」を図るため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

950MHz帯電子タグシステムの概要

	パッシブタグシステム			アクティブタグシステム (平成20年5月導入)
	高出力型 (平成17年4月導入)	中出力型 (新設)	低出力型 (平成18年1月導入)	
周波数帯 (チャンネル数等の拡張)	952.2～954MHzの 200kHz間隔9チャンネル ↓ 952.2～956.2MHzの 200kHz間隔21チャンネル	952.2～956.2MHzの 200kHz間隔21チャンネル	952.2～955MHzの 200kHz間隔14チャンネル ↓ 952.2～957.4MHzの 200kHz間隔27チャンネル	951～955.8MHzの 200kHz間隔24チャンネル ↓ 951～957.4MHzの 200kHz間隔33チャンネル
空中線電力	1W以下	250mW以下	10mW以下	1mW以下 (954.2～957.4MHzは 10mW以下)
免許等	要(構内無線局)	要(簡易無線局)	不要(特定小電力無線局)	不要(特定小電力無線局)
無線局の目的	移動体識別用 構内無線局	移動体識別用 簡易無線局	移動体識別用 特定小電力無線局	テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 特定小電力無線局

[変更内容]

- (1) 「中出力型 950MHz 帯パッシブタグシステムの導入」及び「950MHz 帯電子タグシステムの高度化」に伴い、950MHz 帯電子タグシステム用の周波数を現行の 950MHz を超え 956MHz 以下の 6MHz 幅から 950MHz を超え 958MHz 以下の 8MHz 幅に拡張すること。
- (2) 当該周波数拡張に伴い、別表 6－2「移動体識別用構内無線局の周波数表」、別表 9－1「テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表」及び別表 9－7「移動体識別用特定小電力無線局の周波数表」に記載する 950MHz 帯電子タグシステム用周波数の表示を改めること。
- (3) 「中出力型 950MHz 帯パッシブタグシステムの導入」を図るため、950MHz を超え 958MHz 以下の周波数に、簡易無線通信業務用（移動体識別）を追加し、別表に「移動体識別用簡易無線局の周波数表」を追加すること。

Ⅱ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年3月10日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する
規則の各一部を改正する省令案について
(平成22年1月13日諮問第3号)

[CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(中里課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5893

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等 に関する規則の各一部を改正する省令案について

〔CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化等に係る制度整備〕

1 諮問の背景

CDMA2000系のCDMA高速データ携帯無線通信システムは、携帯電話によるインターネット接続サービスの開始に伴うデータ通信量の急速な増大やより高速なデータ通信の実現への期待を背景に導入され、現在、下り最大3.1Mbps、上り最大1.8Mbpsの伝送速度を実現するシステムとして運用されている。

その後も我が国では、社会・経済活動の高度化・多様化を背景に、インターネット接続サービスによる動画像伝送量等の増大傾向が続いており、今後も、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムの導入に期待が寄せられている。

このような背景を踏まえ、無線スロットを効率的に使用することで、より高速・大容量な通信を実現し、周波数利用効率の向上につながる CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に向けて、平成 21 年 7 月より、情報通信審議会において、標準化動向、海外での導入動向・普及状況を踏まえ、高度化システムに求められる要求条件の検討、隣接する周波数の電波を使用する他システムとの共用条件などについて検討を行い、平成 21 年 12 月に高度化に係る技術的条件について一部答申されたところである。

一方、各携帯電話事業者は、平成22年から順次3.9世代移動通信システムとしてLTEの導入を計画しており、平成21年6月に総務大臣が行った3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定を経て、LTEのエリア整備に向けて、取組みを具体化させている。その中で、「圏外」の解消を促進する小電力レピータについての検討も行われており、第3世代移動通信システムと同様のLTE用の小電力レピータの導入が期待されている。

これらの状況を踏まえ、CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術基準等を定め、併せて 3.9 世代移動通信システム用小電力レピータの導入に向け規定の整備を行うため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

2 改正省令の概要

(1) CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化

ア 無線設備規則

CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化システムの陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が適合すべき、送信する電波の周波数、空中線電力、占有周波数帯幅の許容値等について規定。(第 49 条の 6 の 5、別表第 2 号)

イ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化システムの陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）を技術基準適合証明等により落成検査の省略等簡略化された免許手続を行うことができる「特定無線設備」とすること、及び技術基準適合証明等を得るための技術的な審査項目を規定。（第 2 条、別表第 1 号、様式第 7 号）

（２） 3.9 世代移動通信システム用小電力レピータの導入

ア 無線設備規則

3.9 世代移動通信システム用小電力レピータが適合すべき、受信設備が副次的に発射する電波の限度、空中線電力、送信空中線の絶対利得、周波数の許容偏差等を規定。

（第 24 条、第 49 条の 6 の 4、第 49 条の 6 の 5、第 49 条の 6 の 9、別表第 1 号）

イ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

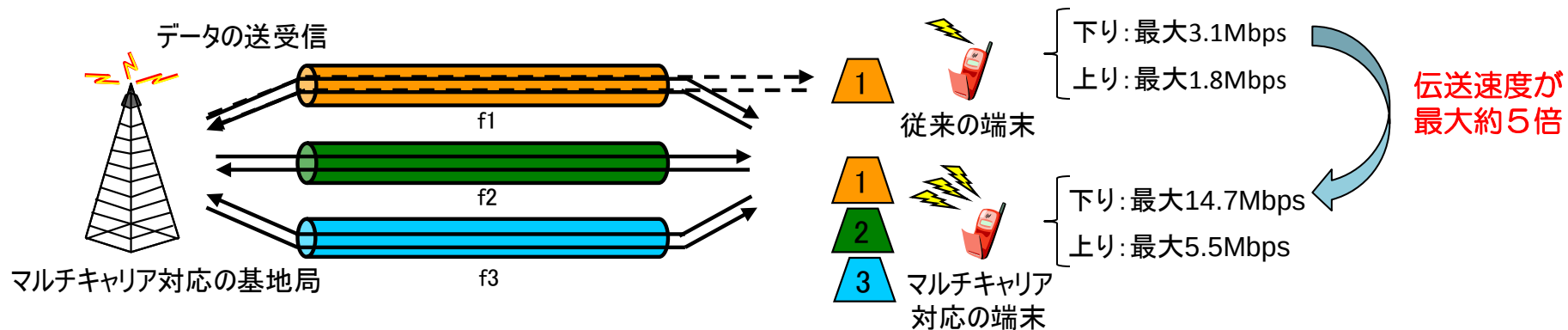
3.9 世代移動通信システム用小電力レピータを技術基準適合証明等により落成検査の省略等簡略化された免許手続を行うことができる「特定無線設備」とすること、及び技術基準適合証明等を得るための技術的な審査項目を規定。（第 2 条、別表第 1 号）

3 施行期日

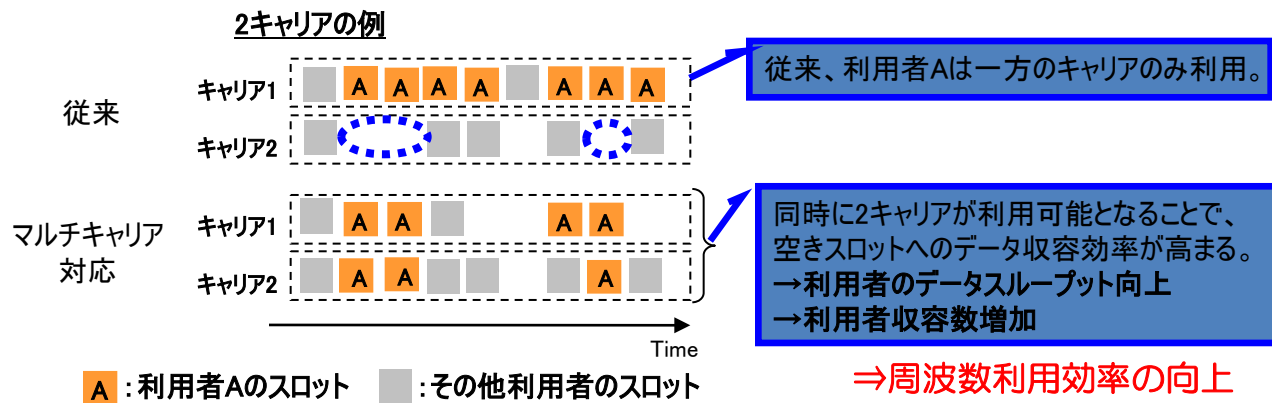
平成 22 年 4 月 公布・施行（予定）

CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化の概要

マルチキャリア化による伝送速度の向上



マルチキャリア化による周波数利用効率の向上



EVDOマルチキャリア方式の主な技術的条件等

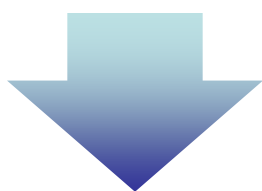
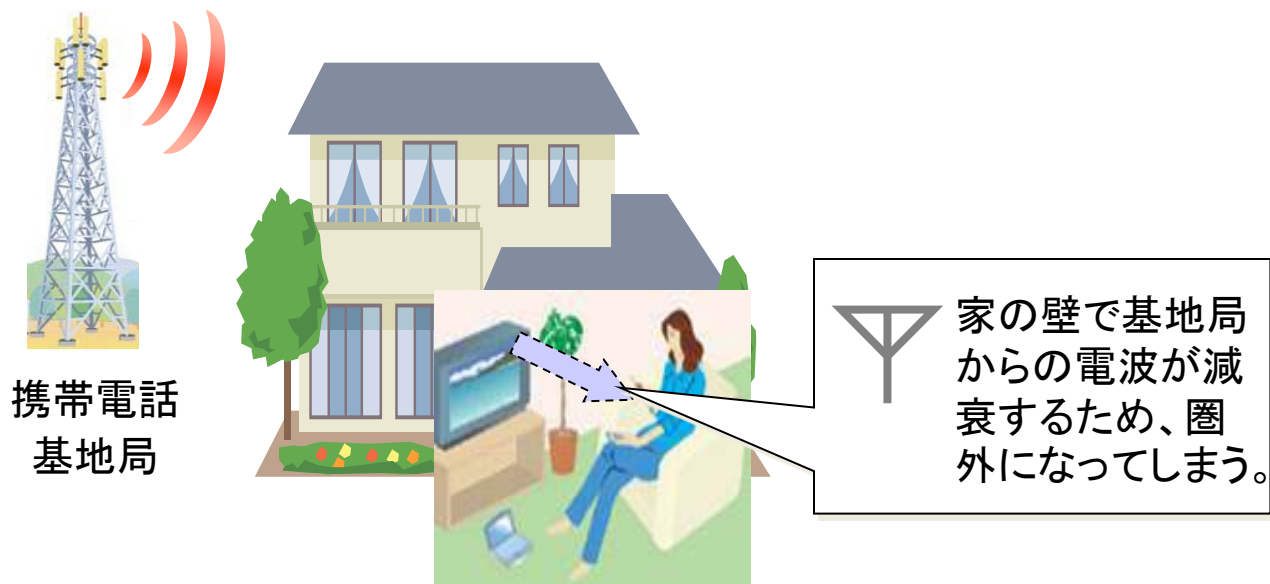
	基地局		陸上移動局	
	CDMA2000 1x EVDO Rev. A	EVDOマルチキャリア	CDMA2000 1x EVDO Rev. A	EVDOマルチキャリア
多重化方式／多元接続方式	CDM及びTDM	CDM及びTDM	CDMA	CDMA
データ変調方式	BPSK、QPSK、8PSK、16QAM	BPSK、QPSK、8PSK、16QAM、64QAM	BPSK、QPSK、8PSK	BPSK、QPSK、8PSK
拡散変調方式	QPSK	QPSK	HPSK	HPSK
占有周波数帯幅	1.48MHz	1キャリア当たり1.48MHz	1.48MHz	1キャリア当たり1.48MHz (2キャリア連続の場合： 2.71MHz(800MHz帯) 2.73MHz(2GHz帯) 3キャリア連続の場合： 2.73MHz(800MHz帯) 3.98MHz(2GHz帯)
空中線電力	規定しない	規定しない (CDMA2000 1x Rev. Aの基地局の送信電力と同じ)	0.25W以下 (等価等方輻射電力)	0.25W以下 (等価等方輻射電力) ※3
マルチキャリア方式		同時に送信できる 最大キャリア数:3 ※1		同時に送信できる 最大キャリア数:3 ※1
伝送速度	最大3.1Mbps	最大14.7Mbps ※2	最大1.8Mbps	最大5.5Mbps

※1 上り下りのキャリア数は非対称に割り当てることが可能。周波数帯(800MHz帯、2GHz帯)をまたがるキャリア割り当てが可能。

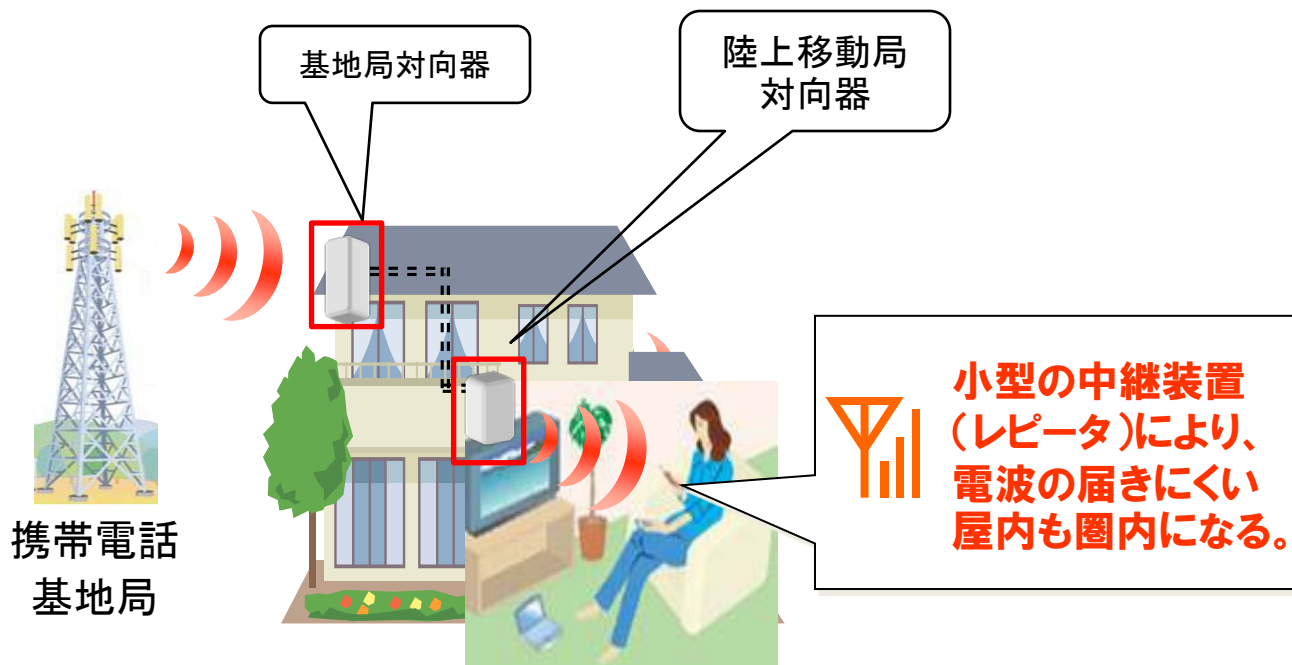
※2 データ変調方式として64QAMを用いる場合

※3 同一帯域内のマルチキャリアの総電力であり、マルチバンド方式の場合は、それぞれの帯域において規定値以下であること。

小電力レピータの利用シーン



小電力レピータの導入



平成22年 3 月10日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成22年 3 月10日 諮問第10号)

[国際民間航空条約附属書の改正に伴う航空通信関連規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(小鹿課長補佐、竹下係長)

電話：03－5253－5902

無線設備規則の一部を改正する省令案について

～国際民間航空条約附属書の改正に伴う航空通信関連規定の整備～

1 改正の理由

航空無線通信は、航空機の安全航行を確保するために必要不可欠な通信手段として有効に活用されている。

今般、国際民間航空条約第 10 附属書の改正が行われたことを受けて当該附属書の航空無線通信に関する技術基準の改正を国内法令に反映するため、DME 及び VOR に関する規定の一部を改正するものである。

2 改正の概要

無線設備規則の一部を改正する省令案

航空機の一層の安全航行を確保するため、以下の改正を行う。

- ① 機上 DME の距離測定を正確にするため及び地上 DME の柔軟な設置を可能とするための技術基準の改正（第 45 条の 12 の 5）
- ② VOR の方位情報を提供できる範囲を拡大するための技術基準の改正（第 45 条の 12 の 8）
- ③ その他規定の整備（第 45 条の 10、第 45 条の 12 の 6、第 45 条の 12 の 11 関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。

（参考）

- (1) 国際民間航空条約は、国際民間航空の安全かつ整然とした発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営を目的とした条約。同条約の附属書は、国際航空運送に関する国際基準及び勧告を定めており、第 10 附属書は航空通信について規定している。
- (2) DME（Distance Measuring Equipment：距離測定装置）は、地表の定点に設置される無線設備と航空機との間の距離を測定する無線設備。航空機は、電波の送受信により当該航空機から地表の定点までの見通し距離を知ることができる。
- (3) VOR（VHF Omni-directional Radio Range：超短波全方向式無線標識）は、地表の定点に設置され、電波により方位情報を送信する無線設備。当該電波を受信した航空機は、当該航空機から地表の定点への方位を知ることができる。

国際民間航空条約第10附属書改正に伴う関係規定の見直し

【目的】 国際民間航空条約(ICAO条約)の第84改正により無線航行支援システムの基準が改正されたことを受けて電波法の技術基準を改正

【ICAO条約】

- ・ 国際民間航空輸送の健全な発達を目的として、1944年に締結。
- ・ 国際民間航空機関に関する規定の他、附属書において航空輸送の安全性確保に関して規定している。

第10附属書 航空通信

1 無線航行支援システム

航空機の航行支援のための方位、距離等の情報を提供するシステムの技術基準

- (例) ILS(計器着陸装置)
DME(距離測定装置)
VOR(方位情報提供装置)

← 今回の改正

2 通信手続き

航空通信の運用に関して守るべき手続き

- (例) 航空機と管制官又は航空機相互の交信の手続き
遭難及び緊急の交信の手続き

3 通信システム

航空機と管制官又は航空機相互の交信に使用するシステムの技術基準

- (例) ELT(捜索救難のための非常用位置指示標識)

4 監視レーダ及び衝突防止システム

管制官による空港周辺や航空路の監視のためのシステムの技術基準

- (例) SSR(監視レーダシステム)、ACAS(航空機衝突防止システム)

5 無線周波数の使用基準

航空通信に使用する周波数の具体的割当て

- (例) ILS、DME、VOR、ELT、緊急用

【主な改正内容】

無線設備規則の改正

(1) DME

小規模なDMEを設置できるよう基準の見直し

(2) VOR

航空機搭載の装置の性能向上に合わせて基準を見直し

※ 技術基準の詳細について、告示改正を予定

- (例) ILS
DME
VOR
ATCRBS(航空交通管制用レーダシステム)
ACAS

【今後のスケジュール】

平成22年3月 電波監理審議会諮問

平成22年5月 電波監理審議会答申予定

平成22年6月頃 施行予定

国際民間航空条約第10附属書改正に伴う関係規定の見直し

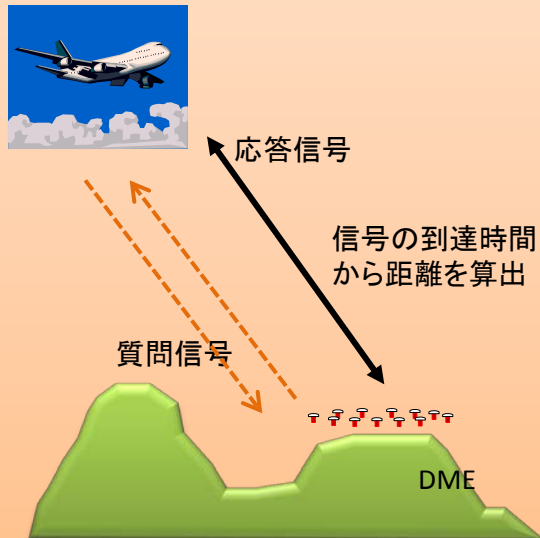
1 DME(距離測定装置)

(課題) 多様な航空路を実現するためには、きめ細かくDMEでカバーすることが必要

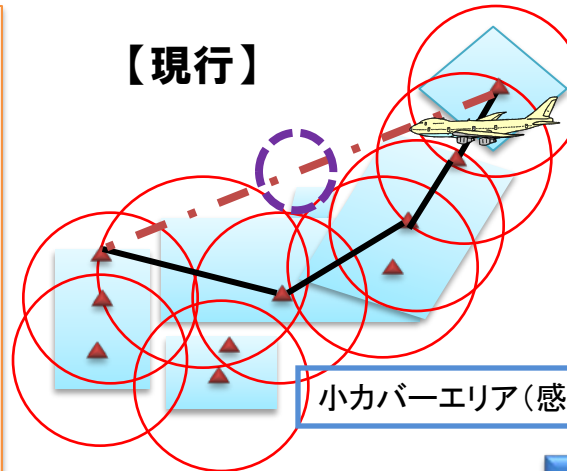
→ 小カバーエリアのDMEが必要

システム概要

UHF帯の電波を利用して航空機に基準地点からの距離の情報を提供するシステム



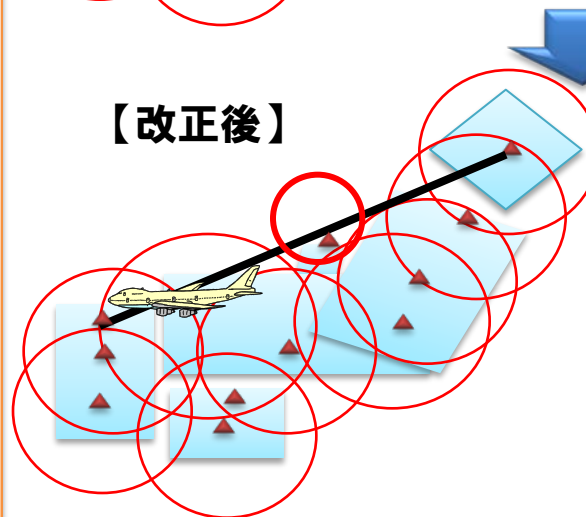
【現行】



通達距離	地上受信感度
関係なく	-93dBm

小カバーエリア(感度の低い) DMEの技術基準を導入

【改正後】



通達距離	地上受信感度
56km超	-93dBm
56km以下	-83dBm

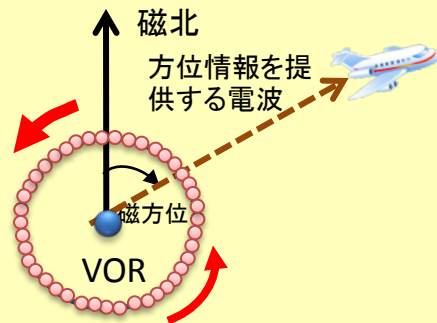
* 受信感度が10分の1で、カバーエリアが56km以下の小規模なDME局の設置が可能

2 VOR(超短波全方向式無線標識)

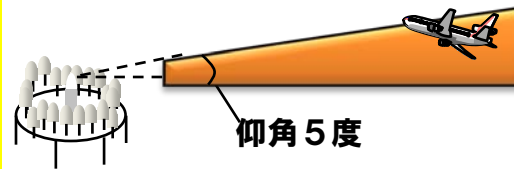
(課題) 運用範囲が低い仰角に制限されていた

システム概要

VHF帯の電波を利用して航空機に方位情報を提供するシステム



【現行】

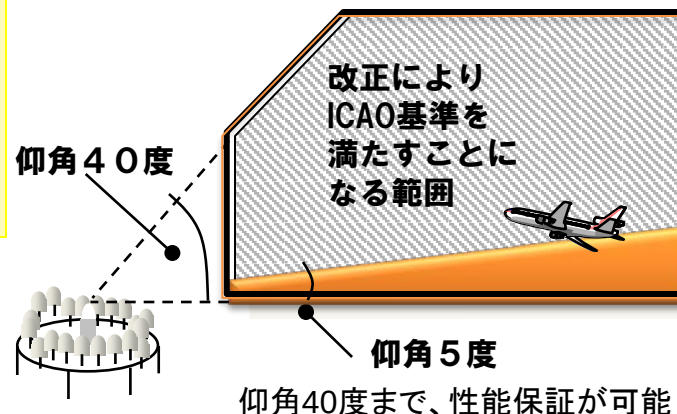


仰角	変調指数	課題
仰角にかかわらず	15 ~ 17	基準を満たせるのは仰角5度以下

ドップラVORの場合は、仰角5度以下でしか性能保証できない

機上VOR機器の性能向上により、VORの基準を緩和

【改正後】



仰角	変調指数
5 度 ~ 40 度以下	11 ~ 17
0 度 ~ 5 度	15 ~ 17

仰角40度まで、性能保証が可能

* 変調指数：周波数（位相）変調における、変調の深さを表す指数。
変調指数が高いほど、より確実な方位測定が可能。

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年3月10日

放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成22年3月10日 諮問第11号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(山口課長補佐、棚田係長)

電話：03-5253-5787

放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されている。

今回、アナログ放送終了後に行うデジタル放送用周波数の再編並びに秋田県における一部の親局等及び長崎県諫早におけるNHK教育放送の中継局のチャンネル変更等に係る規定の整備を行う必要が生じたため、放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 主な変更の理由

（1）デジタル放送用周波数再編に係る変更【中継局のチャンネル変更】

平成23年7月に予定されている地上デジタルテレビジョン放送の完全実施を円滑に進める観点から、アナログ放送とデジタル放送を同時に行うサイマル放送を現在実施している。

このため、テレビジョン放送で利用できる周波数は非常に逼迫している状況にあり、本来は13チャンネルから52チャンネルまでのチャンネルを使用すべきデジタル放送について、一部の地域では一時的に53チャンネルから62チャンネルまでを使用して放送を実施している状況にある。

したがって、平成23年7月のアナログ放送終了後、この53チャンネルから62チャンネルまでを使用しているデジタル放送の中継局について、13チャンネルから52チャンネルまでのチャンネルへの切替えによる再編（いわゆる“リパック”）を行う必要があることから、該当するチャンネルの使用期限の設定や変更後のチャンネル等に関して放送用周波数使用計画を変更することとする。

（2）秋田のデジタル局（秋田県）に係る変更【親局及び中継局のチャンネル変更等】

新潟県及び秋田県の地上デジタルテレビジョン放送の開始後、両県の放送局同士において、主に春から夏の期間、月数回程度、他方の放送エリアに対して混信による受信障害を与える現象が確認されている。そこで、総務省及び関係する放送事業者が実測調査等によって確認した結果、気象条件によって季節的に稀に発生する電波の異常伝搬現象（ラジオダクト現象）が発生していることが判明した。

この混信現象を解消して地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境を確立するためには、秋田のＮＨＫ総合放送の親局及びＮＨＫ教育放送の中継局並びに一部の一般放送事業者の親局について、平成２３年７月のアナログ放送終了以降に別のチャンネルに切り替える必要があることから、放送用周波数使用計画を変更することとする。

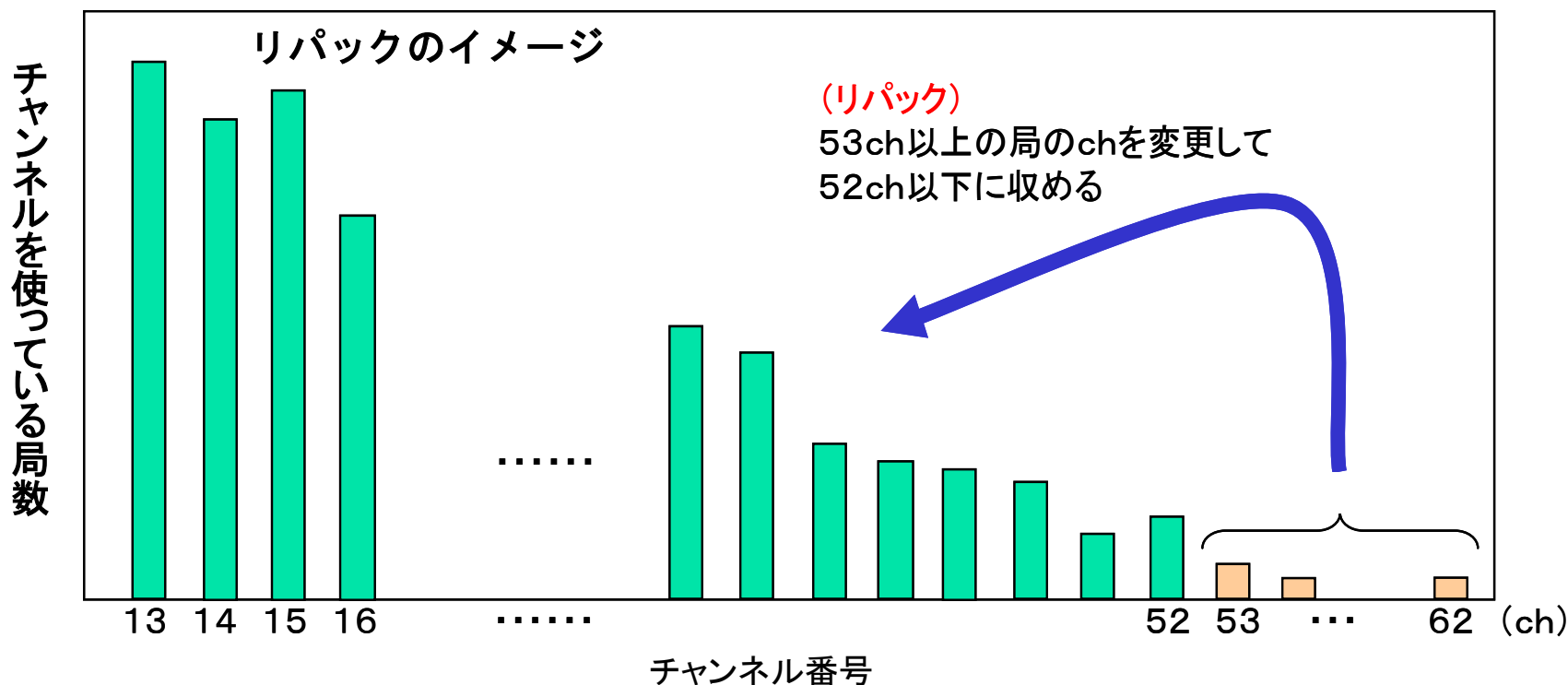
(３) 諫早のデジタル局（長崎県）に係る変更【ＮＨＫ教育放送の中継局のチャンネル変更】

九州有明海の沿岸地域では地上デジタルテレビジョン放送のチャンネルが逼迫しており、ＮＨＫ教育放送は近隣の異なる中継局であっても同じチャンネルを使用しているため、一部地域において混信による受信障害が発生している。

この混信現象を解消して地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境を確立するためには、諫早のＮＨＫ教育放送の中継局について、平成２３年７月のアナログ放送終了以降に別のチャンネルに切り替える必要があることから、放送用周波数使用計画を変更することとする。

①デジタル放送用周波数の再編(“リパック”)

1. 地上デジタル放送は、本来的には13ch～52ch(計40ch)を使用していることとなっている。
2. しかしながら、現在はアナログとデジタルのサイマル放送(同時放送)を行う必要があるが、周波数が逼迫していることから、地上デジタル放送は一時的に53ch～62chのチャンネルも使用。
3. このため、これらのチャンネルを使用するデジタル中継局は、2011年7月のアナログ放送停波後、1年の間(平成23年7月25日～平成24年7月24日)で、52ch以下のチャンネルに一斉切替(リパック)を行う予定となっている。(対象となるデジタル中継局:全国67カ所、合計135チャンネル)

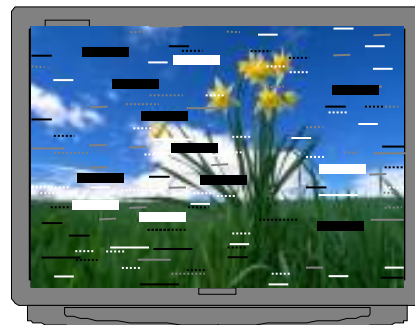


②秋田県の放送局(親局)のチャンネル変更

- 平成19年春頃より、両県の放送局同士において、主に春から夏の期間、月数回程度、他方の放送エリアに対して混信障害を与える現象が確認されている。

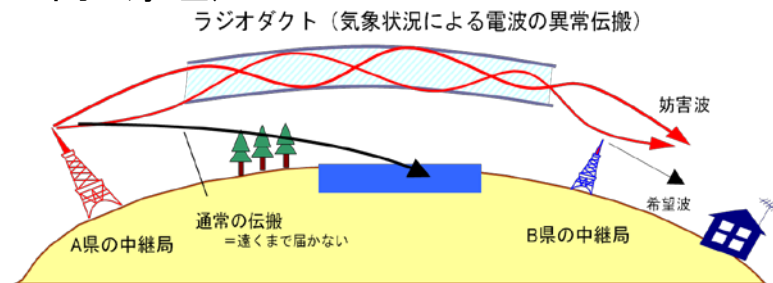


通常の地上デジタル放送のテレビ画面



受信障害が発生しているテレビ画面 (イメージ)

- 両県は、通常ならば混信が生じ得ない十分な距離(約250km)離れているが、それにもかかわらず障害が発生していることから、季節的に稀に発生する電波の異常伝搬現象(ラジオダクト現象)と判断。
- 通常、高度が高くなるにつれて気温は低下するが、主に夏期の海上において、気象状況によっては温度が逆転することがあり、そのような場合に発生する電波の異常伝搬現象。(見えるはずのない光景が見える富山湾の蜃気楼現象と同じ原理)



ダクト伝搬のイメージ

(参考)秋田・新潟の地上デジタル放送のチャンネル関係

秋田局チャンネル表(親局)

(現在のチャンネル→変更後のチャンネル)

メディア名	NHK－総合	NHK－教育	秋田放送 (ABS)	秋田テレビ (AKT)	秋田朝日放送 (AAB)
デジタルCH	15→48	13→50	17→35	21	29

視聴世帯数
約16万世帯

新潟局チャンネル表(親局)

同じチャンネルを使用

メディア名	NHK－総合	NHK－教育	新潟放送 (BSN)	新潟総合 テレビ (NST)	テレビ新潟放 送網(TeNY)	新潟テレビ21 (UX)
デジタルCH	15	13	17	19	26	23

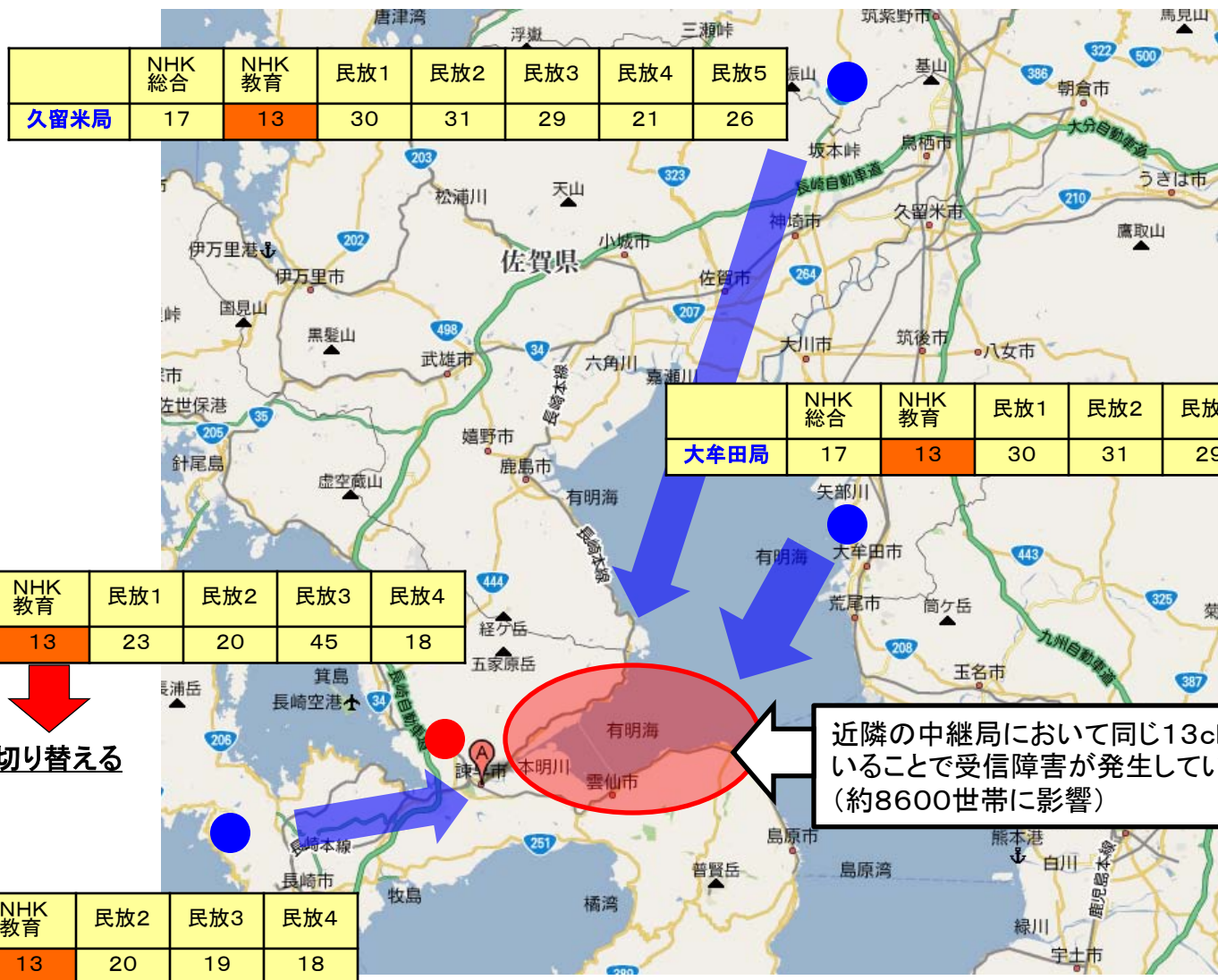
視聴世帯数
約62万世帯



③長崎県 諫早市の中継局のチャンネル変更

九州の有明海の沿岸地域では地上デジタル放送のチャンネルが極度に逼迫しており、NHK教育放送は、近隣の異なる中継局であっても同じチャンネルを使用せざるを得ない状況にある。

このため、一部地域で混信問題が発生していることから、長崎県の諫早局のチャンネルをアナログ放送終了後の平成23年7月以降に切り替える必要があるもの。



近隣の中継局において同じ13chが使われていることで受信障害が発生している地域
(約8600世帯に影響)

51chに切り替える

平成22年3月10日

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について
(平成22年3月10日 諮問第12号)

[地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務の認可について]

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について
(平成22年3月10日 諮問第13号)

[日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の認可について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(景山課長補佐、堤官)

電話：03-5253-5778

総務省情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室

(佐藤課長補佐)

電話：03-5253-5949

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への 経費助成業務の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 13 号）（以下「法」という。）第 9 条第 10 項の規定に基づき、以下のとおり、法第 9 条第 2 項第 8 号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要
1 業務の内容	協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、当該放送を受信するために自主共聴を運営する共聴組合に対し、当該放送を安定的かつ継続的に受信できるように当該施設を整備し又は維持する経費の一部を助成する業務（平成 20 年 11 月総情放第 97 号により認可した業務。以下「現行業務」という。）に、次のとおり助成対象を追加し、助成額の上限を変更した業務。 ➤ 個別に設置したアンテナにより地上アナログテレビ放送は受信可能であるが地上デジタルテレビ放送は受信困難となる地区（以下「新たな難視地区」という。）において、個別に設置したアンテナにより地上アナログテレビ放送を受信している世帯が、個別に高性能アンテナを新設し又は既存のアンテナを移設すること（以下「高性能等アンテナ対策」という。）により地上デジタルテレビ放送を受信しようとするものを助成の対象として追加 ➤ 加入世帯が少ない自主共聴組合に対する助成上限額を引き上げ
2 業務を行うことを必要とする理由	地上アナログテレビ放送の周波数の使用は平成 23 年 7 月 24 日までに限られており、協会は、視聴者負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため現行業務を行ってきたところ、新たな難視地区において高性能等アンテナ対策により地上デジタルテレビ放送を受信しようとする世帯についても助成の対象に加え、また、加入世帯が少ない自主共聴組合に対する助成上限額を引き上げるにより、当該世帯及び当該組合についても、これらの負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進する必要があるため。

3 業務の実施計画の概要	➤ 業務の実施にあたっては、別添「実施要綱」により、これを行う。助成対象とする施設数等の見込みは次のとおり。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>22年度 (見込み)</th><th>23年度 (見込み)</th></tr><tr><td rowspan="2">自主共聴改修</td><td>施設数</td><td>3,000</td><td>500</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>10万</td><td>2万</td></tr><tr><td rowspan="2">自主共聴新設</td><td>地区数</td><td>500</td><td>2,300</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>8,000</td><td>3万</td></tr><tr><td rowspan="2">高性能等 アンテナ対策</td><td>地区数</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr></table> ※平成24～27年度については、平成22～23年度の業務の実施状況等を踏まえ検討し、実施する。			22年度 (見込み)	23年度 (見込み)	自主共聴改修	施設数	3,000	500	世帯数	10万	2万	自主共聴新設	地区数	500	2,300	世帯数	8,000	3万	高性能等 アンテナ対策	地区数	150	150	世帯数	3,000	3,000
		22年度 (見込み)	23年度 (見込み)																							
自主共聴改修	施設数	3,000	500																							
	世帯数	10万	2万																							
自主共聴新設	地区数	500	2,300																							
	世帯数	8,000	3万																							
高性能等 アンテナ対策	地区数	150	150																							
	世帯数	3,000	3,000																							
4 業務の収支の見込み	<table><tr><th colspan="2"></th><th>22年度 (見込み)</th><th>23年度 (見込み)</th></tr><tr><td rowspan="3">支 出</td><td>自主共聴改修</td><td>67億円</td><td>19億円</td></tr><tr><td>自主共聴新設</td><td>18億円</td><td>83億円</td></tr><tr><td>高性能等 アンテナ対策</td><td>3億円</td><td>3億円</td></tr></table> ※平成24～27年度については、平成22～23年度の業務の実施状況等を踏まえ検討する。			22年度 (見込み)	23年度 (見込み)	支 出	自主共聴改修	67億円	19億円	自主共聴新設	18億円	83億円	高性能等 アンテナ対策	3億円	3億円											
		22年度 (見込み)	23年度 (見込み)																							
支 出	自主共聴改修	67億円	19億円																							
	自主共聴新設	18億円	83億円																							
	高性能等 アンテナ対策	3億円	3億円																							
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	平成22年度及び23年度分として、193億円（平成22年度分は当該年度の収支予算及び資金計画に計上済み。平成23～27年度分は当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定。）																									
6 その他必要な事項	➤ 業務実施の期日は、平成22年4月1日から、平成28年3月31日まで。 ➤ 実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。 ➤ 業務の実施状況については、別途報告する。																									

2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要な業務であると認められる。 (理由) これまで協会は、地上アナログテレビ放送の終了期限である平成23年7月24日までの地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けて、視聴者負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため現行業務を行ってきたところである。 今般の申請は、現行業務により助成の対象とした自主共聴を運営する共聴組合に加え、新たな難視地区において高性能等アンテナ対策により地上デジタルテレビ放送を受信しようとする世帯についても助成の対象とするとともに、加入世帯が少ない自主共聴組合は国の支援や現行業務の助成を受けてもなお視聴者負担が大きいことから、助成額を増額できるように上限額を変更するものである。 このように地上アナログテレビ放送の受信と同様の手段による地上デジタルテレビ放送の受信のために必要な費用の一部を協会が助成することは、視聴者負担の増大を抑制しながら地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進することに資するものであると認められる。 このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第9条第4項)	協会が、共聴組合等に対し、施設の整備又は維持のための経費の一部を助成する業務を行うものであることから、営利を目的とするものではないと認められる。

(参考)

NHK共聴については、放送法第9条第2項第8号の業務として、昭和44年に「辺地におけるNHKテレビジョン共同受信施設を地元視聴者と共同して設置し、運用する業務」について既に認可されている。

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への 経費助成業務の実施要綱

1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下同じ。）において、協会の実施する地上デジタルテレビ放送中継局の置局又は協会と地元視聴者が共同して設置し運用する共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）を補完するものとして、共同受信施設（NHK共聴を除く。以下「自主共聴」という。）及び協会の実施する地上アナログテレビ放送を受信している地域内であって協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「新たな難視地区」という。）において個別の受信アンテナにより協会の地上アナログテレビ放送を受信している世帯であって個別に高性能アンテナを新設し又は既存のアンテナを移設することによって協会の地上デジタルテレビ放送を受信しようとするもの（以下「高性能等アンテナ対策世帯」）において協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるよう、地元視聴者が結成する非営利の自主共聴組合及び高性能等アンテナ対策世帯に対し、国の辺地共聴施設の改修等及び高性能等アンテナ対策の支援制度を前提として、地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費を基準として算出した額を、デジタル化の整備又はその後の維持のための経費の一部として1回に限り助成することにより、視聴者負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

2. 助成対象施設の要件

① 自主共聴

- ア 当該施設が協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域にあること。
- イ 当該施設を維持するための非営利の団体が結成されていること。
- ウ 施設の設置、運用が有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法など関連法規に適合した有線又は無線の共聴施設であること。
- エ その事業が、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信することに限定されていること。
- オ 地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金（旧称「電波遮へい対策事業費等補助金」））を利用していること。
- カ 地元視聴者が設置し運営している自主共聴について、自治体が実施主体と

なって国による支援措置を活用した事業により受信環境が整備される場合は除く。

② 高性能等アンテナ対策世帯

ア 当該世帯が、協会の地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区にあること。

イ 高性能等アンテナの設備が、専ら、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信するためのものであること。

ウ 高性能等アンテナ対策に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。

3. 助成額

ア 地上デジタルテレビ放送を受信するための自主共聴等の改修若しくは新設又は高性能等アンテナ対策に要した経費のうち国や自治体の支援を除いた視聴者負担が、世帯あたり1万4千円以上の場合は世帯あたりの負担額から7千円を引いた額に加入世帯数を乗じた額、1万4千円未満の場合は国や自治体の支援を除いた視聴者負担の加入世帯合計額の半額とし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ 助成の上限額は、自主共聴については10万円に加入世帯数を乗じた額又は100万円のいずれか多い額とし、高性能等アンテナ対策世帯については10万円とする。ただし、高性能等アンテナ対策世帯との事前の協議により、特別な設備の設置等が必要であると協会が認めた場合には、100万円を上限額とする。

ウ 助成は、自主共聴組合又は高性能等アンテナ対策世帯に対して行い、同一施設又は世帯に対して1回限りとする。

エ 助成の申請は、地上デジタル放送を受信するための施設の改修又は新設完了後1年以内とする。

オ 助成額算出の対象となる世帯は、協会と放送受信契約を締結している世帯又は事業所（以下「契約世帯」という。）に限る。自主共聴の組合員に契約世帯でないものが含まれる場合、イに定める「100万円」は、100万円に加入世帯に占める契約世帯の割合を乗じた額とする。

カ 助成の申請にあたっては、自主共聴組合は、当該自主共聴に加入している全世帯の加入者名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

4. 実施時期

平成22年4月1日以降、平成28年3月31日まで。

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 13 号）（以下「法」という。）第 9 条第 10 項の規定に基づき、以下のとおり、法第 9 条第 2 項第 8 号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要
1 業務の内容	協会の地上アナログテレビ放送の難視聴対策において、協会と地元視聴者が共同で設置し運用する地上アナログテレビ放送の共同受信施設（以下「NHK 共聴」という。）等により当該放送を受信している視聴者が、ケーブルテレビ等による受信に移行することにより、当該施設の組合員等が皆無となり、当該施設のデジタル化改修等を行うことが不要となる場合について、当該共同受信施設の組合等に対し、移行の態様に応じて、移行の円滑化のために必要な経費の一部を助成する業務（平成 20 年 11 月総情放第 98 号により認可した業務。以下「現行業務」という。）に、次のとおり助成対象を追加し、実施期限を変更した業務。 ➤ 個別に設置したアンテナにより地上アナログテレビ放送は受信可能であるが地上デジタルテレビ放送は受信困難となる地区（以下「新たな難視地区」という。）において、個別に設置したアンテナにより地上アナログテレビ放送を受信している世帯がケーブルテレビ等に移行することにより協会が新たなデジタル中継局を置局すること等が不要となる場合における当該世帯を助成の対象として追加 ➤ 実施期限を平成 24 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日に延長
2 業務を行うことを必要とする理由	地上アナログテレビ放送の周波数の使用は平成 23 年 7 月 24 日までに限られており、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため現行業務を行ってきたところ、新たな難視地区において個別に設置したアンテナにより地上アナログテレビ放送を受信している世帯がケーブルテレビ等に移行することにより協会が新たなデジタル中継局を置局すること等が不要となる場合における当該世帯についても助成の対象に加えることにより、当該世帯の負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を一層効率的かつ短期間に推進することが必要であるため。 また、これまで地上アナログテレビ放送を視聴していた

	地域で地上アナログテレビ放送の停波までに地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については暫定的難視聴対策事業に係る地デジ難視聴対策衛星放送を利用することとなるが、当該放送を利用する世帯がケーブルテレビ等に移行することを考慮すれば、現行業務の終期を延長し、平成27年3月末までにケーブルテレビ等に移行する世帯に対して助成することができるよう平成28年3月31日まで業務を実施することが必要であるため。														
3 業務の実施計画の概要	➤ 業務の実施にあたっては、別添の「実施要綱」により、これを行う。 ➤ 助成対象とする施設数等の見込みは次のとおり。 <table><tr><td></td><td>22年度 (見込み)</td><td>23年度 (見込み)</td></tr><tr><td>N H K 共聴関係</td><td>500施設 3万世帯</td><td>300施設 1万世帯</td></tr><tr><td>中 継 局 関 係</td><td>300局 1万世帯</td><td>100局 3千世帯</td></tr><tr><td>新たな難視聴関係</td><td>1,000地区 2万世帯</td><td>1,000地区 2万世帯</td></tr></table> ※平成24～27年度については、平成22～23年度の実施状況等を踏まえ検討し、実施する。		22年度 (見込み)	23年度 (見込み)	N H K 共聴関係	500施設 3万世帯	300施設 1万世帯	中 継 局 関 係	300局 1万世帯	100局 3千世帯	新たな難視聴関係	1,000地区 2万世帯	1,000地区 2万世帯		
	22年度 (見込み)	23年度 (見込み)													
N H K 共聴関係	500施設 3万世帯	300施設 1万世帯													
中 継 局 関 係	300局 1万世帯	100局 3千世帯													
新たな難視聴関係	1,000地区 2万世帯	1,000地区 2万世帯													
4 業務の収支の見込み	<table><tr><td></td><td></td><td>22年度 (見込み)</td><td>23年度 (見込み)</td></tr><tr><td rowspan="3">支出</td><td>N H K 共聴関係</td><td>8億円</td><td>3億円</td></tr><tr><td>中 継 局 関 係</td><td>3億円</td><td>1億円</td></tr><tr><td>新たな難視聴関係</td><td>5億円</td><td>5億円</td></tr></table> ※平成24～27年度については、平成22～23年度の業務の実施状況等を踏まえ検討する。			22年度 (見込み)	23年度 (見込み)	支出	N H K 共聴関係	8億円	3億円	中 継 局 関 係	3億円	1億円	新たな難視聴関係	5億円	5億円
		22年度 (見込み)	23年度 (見込み)												
支出	N H K 共聴関係	8億円	3億円												
	中 継 局 関 係	3億円	1億円												
	新たな難視聴関係	5億円	5億円												
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	平成22年度及び23年度分として、25億円（平成22年度分は当該年度の収支予算及び資金計画に計上済み。平成23～27年度分は当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定。）														

6 その他必要な事項	➤ 業務実施の期日は、平成２２年４月１日から、平成２８年３月３１日まで。 ➤ 実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。 ➤ 業務の実施状況については、別途報告する。
-------------------	---

2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要な業務であると認められる。 (理由) これまで協会は、地上アナログテレビ放送の終了期限である平成23年7月24日までの地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けて、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しつつ、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、現行業務を行ってきたところである。 今般の申請は、現行業務により助成対象としたNHK共聴等による世帯がケーブルテレビ等に移行することによりNHK共聴のデジタル化改修やデジタル中継局の置局が不要となる場合に加え、新たな難視地区において個別のアンテナによる世帯がケーブルテレビ等に移行することにより協会が新たなデジタル中継局を置局すること等が不要となる場合についても助成対象とするものである。また、これまで地上アナログテレビ放送を視聴していた地域で地上アナログテレビ放送の停波までに地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域では地デジ難視対策衛星放送を利用することとなるが、当該放送を利用する世帯がケーブルテレビ等に移行することを考慮し、平成27年3月末までにケーブルテレビ等に移行する世帯に対して助成することができるよう平成28年3月31日まで業務を実施することとするものである。 このように移行の円滑化のために必要な経費の一部を必要な期間において協会が助成することは、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しながら地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進することに資するものであると認められる。 このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第9条第4項)	協会が、共聴組合等に対し、ケーブルテレビ等への移行に必要な経費の一部を助成する業務を行うものであり、特定のケーブルテレビ等への移行のみを対象とするものではないことから、営利を目的とするものではないと認められる。

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の実施要綱

1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）と地元視聴者が共同して設置し運用するアナログ共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）のデジタル化改修又は協会の実施するデジタル中継局の置局を補完し、視聴者等の負担の増大を抑制しながら地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、NHK共聴の組合員や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯（当該中継局の電波を共同受信施設により受信している世帯を含む。）がケーブルテレビ等の代替手段への移行により皆無となり、NHK共聴のデジタル化改修やデジタル中継局の置局（協会の地上アナログテレビ放送を受信している地域内であって協会の地上テレビ放送がデジタル化により難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下「新たな難視聴地区」という。）については、当該地区への新たなデジタル中継局の置局その他の送信側対策をいう。以下同じ。）を行うことが不要となる場合について、ケーブルテレビ等に移行するNHK共聴組合や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯に対して、NHK共聴のデジタル化改修又は協会のデジタル中継局の置局のために要する経費と設備を維持管理する経費を基準として算出した額を1回に限り助成することにより、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

なお、ケーブルテレビ等の代替手段には、ケーブルテレビのほか、無線の共聴施設（受信障害対策中継放送局）又はこれらと同様の放送の再送信機能を有する施設が含まれるものとする。

2. 助成の要件

- ① NHK共聴のデジタル化改修が不要となる場合のNHK共聴組合への助成
 - ア 協会がデジタル化改修に着手していないNHK共聴の組合であること。
 - イ NHK共聴組合が移行するケーブルテレビ等の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。
 - ウ NHK共聴組合が、その加入する全世帯がケーブルテレビ等に移行し、当該NHK共聴を廃止することに同意すること。
 - エ 総務大臣の業務認可（平成20年11月12日）時点で、既に参加する全世帯が共聴廃止に同意し、ケーブルテレビ等に移行しているNHK共聴ではないこと。
- ② デジタル中継局の置局が不要となる場合の受信世帯への助成
 - ア 当該世帯が、協会の地上アナログテレビ放送を受信している地域内にあり、

かつ協会がデジタル中継局の置局に着手していないこと。

イ 新たな難視地区の個別受信世帯については、ケーブルテレビ等への移行に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。

ウ 当該受信世帯が移行するケーブルテレビ等の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。

エ 当該受信世帯が、協会がデジタル中継局の置局を実施しないことに同意すること。

オ 総務大臣の業務認可（平成20年11月12日）時点（新たな難視地区の個別受信世帯については、業務の変更に係る総務大臣の認可時点）で、既に協会の地上デジタルテレビ放送をケーブルテレビへの加入等により受信している世帯ではないこと。

3. 助成額及び助成先

ア 助成額は、世帯あたり2万8千円とし、同一の世帯に対して1回限りとする。

イ 本件において、自治体がケーブルテレビ等の実施主体となる場合（公的補助を受けて整備され安定的かつ継続的な運営が担保されるケーブルテレビ等への全戸加入が自治体の責任において実現される場合を含む。）については、協会と当該自治体との間で事前の協議を行うことができるものとする。協議の結果、当該自治体の責任においてNHK共聴組合や協会の中継局の受信世帯の同意を得て当該ケーブルテレビ等への全戸加入が実現しデジタル化改修やデジタル置局が不要となることとなった場合には、NHK共聴組合又は受信世帯への助成を一括して、当該自治体に対して行うことができるものとする。

ウ 助成先は、ケーブルテレビ等に移行するNHK共聴組合、受信世帯又はケーブルテレビ等の実施主体となる自治体のいずれか一者とし、疑義がある場合には関係者の意見を公平に聴取したうえで協会が決定する。

エ 助成額算出の対象となる世帯は、協会と放送受信契約を締結している世帯又は事業所に限る。

オ 助成の申請にあたっては、NHK共聴組合の場合には、当該共聴組合はNHK共聴に加入している全世帯の加入者名簿を、また、自治体の実施主体となる場合には当該自治体は同意者全員の名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

4. 実施時期

平成22年4月1日以降、平成28年3月31日まで。

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第9条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(業務の認可申請)

第二条の四 法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年3月10日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について
(平成22年3月10日 諮問第14号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(景山課長補佐、高橋係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請があった。

（１）変更しようとする契約条項

別紙のとおり

（２）変更しようとする理由及び概要

＜地デジ難視聴対策衛星放送に関する暫定措置＞

暫定的難視聴対策事業に係る地デジ難視聴対策衛星放送は、地上デジタル放送への移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間、衛星利用による暫定的な難視聴対策として協会及び民放の地上系の放送番組（地上総合、地上教育及び在京民放 5 社）の再送信を行うことで、地上アナログ放送の視聴者がテレビを視聴できなくなるという事態を回避し、地上デジタル放送への移行を円滑化するための放送である。

地デジ難視聴対策衛星放送は B S デジタル放送により実施されるため、その受信者は協会の衛星系の放送番組（B S 1、B S 2、B S h i）も受信することが可能となるが、暫定的な地上デジタル放送の難視聴対策のための放送という政策目的にかんがみ、地デジ難視聴対策衛星放送の受信者に係る受信契約の区分を地上契約とするなどの所要の規定の整備を行う。

（３）受信規約の変更が事業収支に及ぼす影響

本件受信規約の変更による平成 2 2 年度収支予算における影響額の見込みは、次のとおり。

- ・ 地デジ難視聴対策衛星放送に関する暫定措置 減収額 ▲ 3 . 0 億円

（４）施行予定期日

平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 検討結果

協会は、平成２２年１月１３日、総務大臣に対し日本放送協会平成２２年度収支予算を提出したところであり、総務省では、本収支予算について検討を行い、デジタル化により電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関して公共放送としての役割を十二分に果たそうとするものであること等から、電波監理審議会への諮問・答申を経て、これを着実に遂行すべき旨の意見を付して、同年２月９日に国会に提出したところである。

本件申請の内容は、本収支予算に盛り込まれている地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置を行うために必要な日本放送協会放送受信規約の規定の変更及び関係規定の整備を行おうとするものであり、デジタル化により電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関して公共放送としての役割を十二分に果たそうとするものであることから、今後、国会が本予算を承認した場合には、本件申請を認可することは適当であると認められる。

「日本放送協会放送受信規約」の変更内容

(部分は、変更部分)

変更案	現行
(放送受信契約の種別) 第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。 地上契約 …地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 衛星契約 …衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約 特別契約 …地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域(以下「<u>難視聴地域</u>」という。)または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。	(放送受信契約の種別) 第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。 地上契約 …地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 衛星契約 …衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約 特別契約 …地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、<u>地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域</u>または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

付 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>平成22年4月1日から施行する。</u> <u>(削除)</u> (普通契約または衛星普通契約に関する経過措置) 2 <u>平成19年6月1日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、当分の間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規定を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、この規約を適用する。</u>	付 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>平成20年10月1日から施行する。ただし、第5条の2第2項、第5条の3第3項、第5条の4、および第5条の5については平成21年2月1日から施行し、平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間は、変更前の規約の第5条の2第2項、第5条の4および別表2はなお効力を有する。この場合において、第5条の4の規定中「口座振替等による放送受信料額」を「放送受信料額」と読み替える。</u> <u>(家族割引〔学生〕〔単身赴任〕に関する経過措置)</u> 2 <u>変更前の規約に定める家族割引〔学生〕〔単身赴任〕の適用を平成21年1月31日の時点で受けている放送受信契約については、この規約の家族割引を適用する。</u> (普通契約または衛星普通契約に関する経過措置) 3 <u>変更前の規約の付則に規定する経過措置適用者については、当分の間、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規定を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときは、この規約を適用する。</u>
---	---

(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)

(新設)

3 暫定的難視聴対策事業にかかる放送として
社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地
デジ難視対策衛星放送」(以下「地デジ難視対
策衛星放送」という。)が実施されている間は、
第 1 条の規定中「地上系によるテレビジョン放
送の自然の地形による難視聴地域」を「地上系
によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事
業にかかる放送として社団法人デジタル放送
推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放
送」によるものを除く。)の自然の地形による難
視聴地域」と読み替える。

4 前項の場合において、地デジ難視対策衛星
放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、
改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区
として掲載された地域を基準とし別に定める要
件を備えた地域(以下「地デジ難視対策地域」
という。)または難視聴地域において、地デジ
難視対策衛星放送により地上系によるテレビ
ジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を
設置した者は、第 1 条の規定にかかわらず、
地上契約を締結するものとする。

5 前項に該当する者が第2条第5項後段の規
定により締結する契約種別は、同条同項の規
定にかかわらず地上契約とし、前項の規定に
より地上契約を締結した者が第5条第3項た
だし書の規定により支払う契約種別の料額は、
同条同項の規定にかかわらず地上契約の料
額とする。

6 この規約の変更前から衛星契約を締結して
いる者が、付則第4項に基づき放送受信契約
の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ
難視対策衛星放送により地上系によるテレビ
ジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を
設置した日(ただし、この規約の変更前に設置
した場合は平成22年4月1日)に第3条第2項
に定める放送受信契約書を放送局に提出した
ものとみなす。

7 付則第4項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。

8 付則第4項に該当する者がこの規約の変更前に地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した場合、その支払うべき平成22年4月の属する期の放送受信料額は、この規約に定める契約種別により算出される平成22年3月分の放送受信料額と変更前の規約に定める契約種別により算出される当該月分の放送受信料額との差額を、所定の放送受信料額から減じた額とする。